

色々な理由で
解体できないなら

空き家の

利活用

を考え
ましょう。

空き家と
言っても、まだまだ
住めるし…



家族の思い出が
詰まった家
だしなあ…

空き家の解体に踏み切れないなら、まずは空き家を利活用する方法を考えてみましょう。

利活用の方法 たとえば…

1

地域のために活用できる
施設として改修する。

●地域交流拠点 ●子育て支援拠点 ●教育・文化活動拠点など

市の補助金制度を
利用できます。
(15ページに情報掲載)

2

家を必要としている人に
賃貸・売却する。

「空き家等バンク」に
登録しましょう。
(18ページに情報掲載)

3

「埼玉県空き家コーディネーター」を利用する。



空き家コーディネーター 埼玉県

検索

●上記以外にも国や自治体、民間企業で様々な空き家対策事業が展開されています。

空き家は大きな社会問題です。「そのうちに…」ではなく「今すぐ」対策を講じましょう。



うちの家どうする？

～ 想いを未来に引き継ぐために～

●修繕して活用 ●解体して古材利用 ●現状のまま次利活用者へ



古民家再生総合調査 (古民家の現在のコンディションを知る調査)



一般社団法人

～ 私たちにお任せください～

古民家再生協会埼玉

☎0494-26-5565

秩父郡横瀬町横瀬1387番地

<https://kominka-saitama.org>

